

特許庁委託事業

ASEAN 各国における
産業財産権出願代理人制度とその実態調査

2013 年 4 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

第1 はじめに

本報告書は、ASEAN10 箇国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）における産業財産権出願代理人制度に関する情報収集の結果を報告するものです。

第2 調査結果

1. ブルネイ

(1) 特許

① 概要

ブルネイでは、従来は独自の特許制度を有しておらず、英国、欧州（英国指定）、シンガポール又はマレーシアの特許に基づいて特許の付与を求める確認特許制度を採用しておりましたが、2012年1月1日に新たなブルネイ特許法（“Patent Order, 2011”）及びブルネイ特許法規則（“Patents Rules, 2012”）が施行され、同法に基づいて独自の特許制度を有することとなりました。

特許出願人はブルネイ特許登録局（“Patent Registry Office”）に必要書類を提出して出願し¹、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査²を経て、特許が付与されることとなります。

② 特許出願における代理人資格の要否

ブルネイ特許法では、個人又は法人が特許出願の代理人として活動するためには特許代理人として登録を行わなければならない、登録を行わない限り代理人として活動することはできないと規定されており、登録を行わずに代理人として活動した場合には\$5,000以下の罰金及び／又は12ヶ月以下の懲役刑が課されることになっています³。

しかしながら、ブルネイ特許法上は登録制度が規定されているものの、現時点では代理人の登録方法や要件等の詳細を規定する規則が制定されておらず、実務上は登録することはできないこととなっています。そのため、現時点ではブルネイに居住していない者は特許代理人として登録されていない代理人を通じて出願を行わざるを得ない状況となっております。

¹ ブルネイ特許法第 25 条

² ブルネイ特許法第 27 条乃至第 29 条

³ ブルネイ特許法第 102 条

- ③ 特許代理人資格の取得方法及び研修方法
上記のとおり、代理人の登録方法や要件等の詳細を規定する規則が制定されていないため、資格の取得方法や研修方法等は定められておりません。
- ④ 特許代理人有資格者の概要
上記のとおり、実務上特許代理人としての登録を行うことはできないため、現時点で特許代理人として登録を行っている者はいません。
- ⑤ 特許代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割
上記のとおり、特許代理人の登録方法や要件等の詳細を規定する規則が制定されていないため、特許代理人の権利行使及び訴訟に対する役割についても定められておりません。
- ⑥ 特許出願代理を行う事務所の概要
ブルネイ特許法は 2012 年に施行されたばかりで特許出願数が極めて少ないことや代理人制度が未整備であること等から、他国を拠点に持つ事務所でブルネイでの特許出願に対応できる事務所経由で特許出願を行うことが一般的です。ブルネイでの特許出願に対応可能な主な事務所は添付表のとおりとなっております。

(2) 商 標

① 概 要

ブルネイの商標は、ブルネイ商標法（“Trademarks Act (Chapter 98) Revised Ed. 2000”）によって規制され、ブルネイ法務省（“Attorney General’s Chambers”）によって所管されています。

商標登録出願人はブルネイ法務省に必要書類を提出して出願し⁴、同機関による方式審査及び実体審査を経て、公告がなされた上で、商標が登録されることとなります⁵。

② 商標登録出願における代理人資格の要否

ブルネイ商標法では、個人又は法人が商標登録出願の代理人として活動するためには商標登録出願代理人として登録を行わなければならない、登録を行わない限り代理人として活動することはできないと規定されており、登録を行わずに代理人として活動した場合には\$15,000 以下の罰金が課されることになって

⁴ ブルネイ商標法第 33 条

⁵ ブルネイ商標法第 38 条及び第 39 条

います⁶。

しかしながら、ブルネイ商標法上は登録制度が規定されているものの、現時点ではブルネイ商標法第 76 条及び第 77 条は効力が発生していないことから、実務上は登録することはできないこととなっています。そのため、現時点ではブルネイに居住していない者は特許代理人として登録されていない代理人を通じて出願を行わざるを得ない状況となっております。

③ 商標登録出願代理人資格の取得方法及び研修方法

上記のとおり、ブルネイ商標法第 76 条及び第 77 条は効力が発生していないため、資格の取得方法や研修方法等は定められておりません。

④ 商標登録出願代理人有資格者の概要

上記のとおり、実務上商標登録出願代理人としての登録を行うことはできないため、現時点で商標登録出願代理人として登録を行っている者はいません。

⑤ 商標登録出願代理人の商標の権利行使及び訴訟に対する役割

上記のとおり、ブルネイ商標法第 76 条及び第 77 条は効力が発生していないため、商標登録出願代理人の権利行使及び訴訟に対する役割についても定められておりません。

⑥ 商標登録出願代理を行う事務所の概要

商標につきましても特許と同様に、他国を拠点に持つ事務所でブルネイでの商標出願に対応できる事務所経由で商標出願を行うことが一般的です。ブルネイでの商標出願に対応可能な主な事務所は特許と同様です。

(3) 意 匠

① 概 要

ブルネイの意匠は、ブルネイ意匠法（"Emergency (Industrial Designs) Order, 1999"）及びブルネイ意匠法規則（"Industrial Designs Rules, 2000"）によって規制されて、ブルネイ特許登録局によって所管されています。

意匠出願人は、ブルネイ特許登録局に必要書類を提出して出願し⁷、同機関による方式審査及び実体審査を経て⁸、要件を満たしている場合に意匠が登録されることとなります。

⁶ ブルネイ商標法第 76 条及び第 77 条

⁷ ブルネイ意匠法第 15 条

⁸ ブルネイ意匠法第 15 条第 5 項及び第 25 条

② 意匠出願における代理人資格の要否

ブルネイ意匠法では、個人又は法人が意匠出願の代理人として活動するためには指定の様式により本人より適法に権限を与えられている必要がありますが⁹、特段資格や登録は義務付けられておりません。なお、ブルネイ特許登録局の登録官はブルネイに居住していない者やブルネイで事業を行っていない者を代理人として認めない権限を有しています¹⁰。

③ 意匠代理人資格の取得方法及び研修方法

上記のとおり、意匠代理人となるためには資格を取得する必要はありません。

④ 意匠代理人有資格者の概要

上記のとおり、意匠代理人となるためには資格を取得する必要はありません。

⑤ 意匠代理人の意匠の権利行使及び訴訟に対する役割

上記のとおり、意匠代理人となるためには資格を取得する必要はありません。

⑥ 意匠出願代理を行う事務所の概要

意匠につきましても特許及び商標と同様に、他国を拠点に持つ事務所でブルネイでの意匠出願に対応できる事務所経由で意匠出願を行うことが一般的です。ブルネイでの意匠出願に対応可能な主な事務所は特許と同様です。

(4) 実用新案（小特許）

ブルネイでは実用新案（小特許）制度は存在していません。

2. カンボジア

(1) 特許

① 概要

カンボジアの特許は、カンボジア特許、実用新案、工業意匠に関する法律（“Law on the Patents, Utility Model Certificates and Industrial Designs” 以下「カンボジア特許法」といいます。）によって規制され、カンボジア鉱工業・エネルギー省（“Ministry of Industry, Mines and Energy”）によって所管されています。

特許出願人は、カンボジア鉱工業・エネルギー省に必要書類を提出して特許を出願し¹¹、同機関による方式審査及び実体審査¹²を経て、特許が付与されることとなります。

⁹ ブルネイ意匠法第 73 条

¹⁰ ブルネイ意匠法第 73 条

¹¹ カンボジア特許法第 16 条

¹² カンボジア特許法第 33 条及び第 35 条

② 特許出願における代理人資格の要否

カンボジア特許法では、国外に住所又は居所がある出願人は、カンボジア国内に居住し、かつ、開業している代理人を通じてのみ出願を行うことができると規定されているのみで¹³、具体的な資格の要否や資格取得の手続については規定されていません。そのため、実務上は弁護士を特許代理人として選任することが一般的となっています。

③ 特許代理人資格の取得方法及び研修方法

上記のとおり、代理人の登録方法や要件等の詳細がカンボジア特許法に規定されていないため、具体的な資格の取得方法や研修方法等は不明です。

④ 特許代理人有資格者の概要

カンボジアで弁護士は 300 名弱おりますが、特許代理人としての資格を有する者の人数等は不明です。

⑤ 特許代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割

上記のとおり、代理人の登録方法や要件等の詳細がカンボジア特許法に規定されておらず、特許代理人の権利行使及び訴訟に対する役割に関する法的な規定はありません。

⑥ 特許出願代理を行う事務所の概要

上記のとおり、カンボジアでは特許代理人の制度が十分に整備されていないため、他国を拠点に持つ事務所でカンボジアでの特許出願に対応できる事務所経由で特許出願を行うことが一般的です。カンボジアでの特許出願に対応可能な主な事務所は添付表のとおりとなっています。

(2) 商 標

① 概 要

カンボジアの商標は、カンボジア商標及び不正競争行為に関する法律（“Law concerning Marks, Trade Names and Acts of Unfair Competition” 以下「カンボジア商標法」といいます。）によって規制され、カンボジア商工省（“Ministry of Commerce”）によって所管されています。

商標出願人は、カンボジア商工省に必要書類を提出して特許を出願し¹⁴、同機関による方式審査及び実体審査を経て、公告された上で、商標が登録される

¹³ カンボジア特許法第 116 条

¹⁴ カンボジア商標法第 5 条

こととなります¹⁵。

② 商標登録出願における代理人資格の要否

カンボジア商標法では、商標登録出願の代理人は法令に定める資格を有していなければならないと規定されています¹⁶。そのため、代理人を通じて商標登録を出願する場合には、当該資格を有する者に出願を依頼する必要があります。

また、カンボジア国内に住所又は居所を有さない出願人は、カンボジア国内に居住し、かつ、開業している代理人を通じてのみ出願を行うことができることになっています¹⁷。

③ 商標登録出願代理人資格の取得方法及び研修方法

特許と同様に、代理人の登録方法や要件等の詳細がカンボジア商標法に規定されていないため、具体的な資格の取得方法や研修方法等は不明です。

④ 商標登録出願代理人有資格者の概要

特許と同様です。

⑤ 商標登録出願代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割

特許と同様です。

⑥ 商標登録出願代理を行う事務所の概要

特許と同様です。

(3) 意 匠

① 概 要

カンボジアの意匠は、カンボジア特許法によって規制され、カンボジア鉱工業・エネルギー省によって所管されています。

意匠出願人は、カンボジア鉱工業・エネルギー省に必要書類を提出して意匠を出願し¹⁸、同機関による方式審査及び実体審査¹⁹を経て、意匠が付与されることとなります。

② 意匠出願における代理人資格の要否

特許と同様です。

¹⁵ カンボジア商標法第 8 条及び第 10 条

¹⁶ カンボジア商標法第 59 条

¹⁷ カンボジア商標法第 58 条

¹⁸ カンボジア特許法第 95 条

¹⁹ カンボジア特許法第 101 条及び第 102 条

- ③ 意匠代理人資格の取得方法及び研修方法
特許と同様です。
- ④ 意匠代理人有資格者の概要
特許と同様です。
- ⑤ 意匠代理人の意匠の権利行使及び訴訟に対する役割
特許と同様です。
- ⑥ 意匠代理を行う事務所の概要
特許と同様です。

(4) 実用新案（小特許）

カンボジアの実用新案は、カンボジア特許法において規定されており、特許の規定が準用されるため、実用新案の出願に関しては原則として特許と同様の制度となります。

3. インドネシア

(1) 特許

① 概要

インドネシアの特許は、インドネシア特許法（"Law of the Republic of Indonesia No. 14 of Year 2001 regarding Patents"）によって規制され、インドネシア知的財産権総局（"Directorate General of Intellectual Property Rights of Indonesia"）の特許局（"Directorate of Patent"）によって所管されています。

特許出願人は特許局に必要書類を提出して出願し²⁰、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査を経て²¹、特許が付与されることとなります。

② 特許出願における代理人資格の要否

インドネシア特許法では、特許出願は出願人本人又は代理人を通じて申請でき、知的財産コンサルタントのみが当該代理人になることができると規定されています²²。そのため、代理人を通じて特許を出願する場合には、知的財産コンサルタントの資格を有する者に出願を依頼する必要があります。

また、インドネシア国内に住所又は居所を有さない出願人は、知的財産コン

²⁰ インドネシア特許法第 20 条、第 22 条乃至第 24 条

²¹ インドネシア特許法第 42 条及び第 48 条

²² インドネシア特許法第 25 条

サルタントを通じてのみ出願を行うことができることになっています²³。

③ 知的財産コンサルタント資格の取得方法及び研修方法

知的財産コンサルタントの資格を取得するためには、以下の要件を満たした上で、申請書類をインドネシア知的財産権総局に提出し、同機関より知的財産コンサルタントとして選任される必要があります²⁴。

- (i) インドネシア国籍を有していること
- (ii) インドネシアに恒久的な住所を有していること
- (iii) インドネシア知的財産総局が指定する大学を卒業していること
- (iv) 英語の知識を有していること (TOEFL の点数による審査)
- (v) 国家公務員でないこと
- (vi) インドネシア知的財産総局が指定した大学が実施する研修に参加し、効果確認テストに合格すること

上記研修には、特許法、意匠法、商標法、著作権法、パリ条約、特許協力条約及びマドリッドプロトコル等の法令及び条約に関するものと、クレームドラフティング、明細書作成、意見書作成及び補正書作成等に関するものが含まれます。

知的財産コンサルタントとしての資格を得た後は、インドネシア知的財産総局又は同機関が指定する大学が不定期で実施する研修に参加する必要があり、インドネシア知的財産総局は、5年に1度、知的財産コンサルタントの業務の評価を実施することになっています²⁵。

④ 知的財産コンサルタント有資格者の概要

知的財産コンサルタントの資格は2006年6月までは50名弱にのみ認められていましたが、インドネシア知的財産総局は2006年6月以降多くの者に知的財産コンサルタントの資格を認定し、現在では300名程度が知的財産コンサルタント有資格者として登録されています。また、知的財産コンサルタントの団体として Indonesia Intellectual Property Rights Consultant Association (Asosiasi Konsultan Hak Kekayaan Intelektual Indonesia) があります。

⑤ 知的財産コンサルタントの特許の権利行使及び訴訟に対する役割

特許の権利行使については、民事裁判手続、行政的手続及び刑事手続が可能となっていますが、知的財産コンサルタントはいずれの手続においても代理人

²³ インドネシア特許法第26条

²⁴ Government Regulation No.2 of 2005 regarding Consultants of Intellectual Property Rights 第2条及び第3条

²⁵ Government Regulation No.2 of 2005 regarding Consultants of Intellectual Property Rights 第8条及び第9条

となることはできず、通常は資格を有する弁護士がこれらの手続において代理人となります。なお、インドネシアでは弁護士資格と知的財産コンサルタント資格の両方を有している弁護士も多くいるため、このような弁護士であれば特許出願手続と権利行使手続の両方を依頼することも可能となります。

また、通常の裁判所以外に特許の権利行使に関する特別の紛争解決機関は設けられておりません。

⑥ 特許出願代理を行う事務所の概要

知的財産権コンサルタントは、主に法律事務所や知的財産権関連業務のみを提供している特許事務所に所属しています。インドネシアの特許代理人事務所として代表的な事務所の概要は添付表のとおりとなっています。

(2) 商 標

① 概 要

インドネシアの商標は、インドネシア商標法（“Law of the Republic of Indonesia No. 15 of Year 2001 regarding Trademarks”）によって規制され、インドネシア知的財産権総局の商標局（“Directorate of Trademark”）によって所管されています。

商標登録出願人は商標局に必要書類を提出して出願し²⁶、同機関による方式審査及び実体審査を経て、出願公告がなされた上で、登録されることとなります²⁷。

② 商標登録出願における代理人資格の要否

商標登録出願の場合も特許と同様に知的財産コンサルタントのみが出願代理人になることができるため、代理人を通じて商標を出願する場合には、知的財産コンサルタントの資格を有する者に出願を依頼する必要があります²⁸。

③ 知的財産コンサルタント資格の取得方法及び研修方法

特許の場合と同様です。

④ 知的財産コンサルタント有資格者の概要

特許の場合と同様です。

⑤ 知的財産コンサルタントの商標の権利行使及び訴訟に対する役割

特許の場合と同様です。

²⁶ インドネシア商標法第7条

²⁷ インドネシア商標法第13条、第18条及び第21条

²⁸ インドネシア商標法第10条

- ⑥ 特許出願代理を行う事務所の概要
特許の場合と同様です。

(3) 意匠

① 概要

インドネシアの意匠は、インドネシア意匠法（"Law of the Republic of Indonesia No. 31 of Year 2000 regarding Industrial Designs"）によって規制され、インドネシア知的財産権総局の著作権意匠半導体配置設計営業秘密局（"Directorate of Copyright, Industrial Design, Layout Design of IC & Trade Secret"）によって所管されています。

意匠の出願人は著作権意匠半導体配置設計営業秘密局に必要書類を提出して出願し²⁹、同機関による方式審査、公開及び実体審査を経て、登録されることとなります³⁰。

② 意匠出願における代理人資格の要否

意匠出願の場合も特許と同様に知的財産コンサルタントのみが出願代理人になることができるため、代理人を通じて意匠を出願する場合には、知的財産コンサルタントの資格を有する者に出願を依頼する必要があります³¹。

③ 知的財産コンサルタント資格の取得方法及び研修方法

特許の場合と同様です。

④ 知的財産コンサルタント有資格者の概要

特許の場合と同様です。

⑤ 知的財産コンサルタントの意匠の権利行使及び訴訟に対する役割

特許の場合と同様です。

⑥ 特許出願代理を行う事務所の概要

特許の場合と同様です。

(4) 実用新案（小特許）

インドネシアでは小発明を、実用新案に類似した小特許で保護しています。小特許の出願に関しては原則として特許と同様の制度となっております³²。

²⁹ インドネシア意匠法第 10 条及び第 11 条

³⁰ インドネシア意匠法第 24 条、第 25 条及び第 28 条

³¹ インドネシア意匠法第 14 条

³² インドネシア特許法第 104 条以下

4. ラオス

(1) 特許

① 概要

ラオスの特許は、ラオス知的財産法（“Intellectual Property Laws”）によって規制され、ラオス科学技術省知的財産局（“Department of Intellectual Property, Ministry of Science and Technology”）によって所管されています。

特許出願人は、知的財産局に必要書類を提出して特許を出願し³³、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査³⁴を経て、特許が付与されることとなります。

② 特許出願における代理人資格の要否

ラオス知的財産法では、国外に居住する出願人は、ラオス国内に代理人を置かなければならないと規定されているのみで³⁵、具体的な資格の要否や資格取得の手続については規定されていません。そのため、実務上は弁護士を特許代理人として選任することが一般的となっています。

③ 特許代理人資格の取得方法及び研修方法

上記のとおり、代理人の登録方法や要件等の詳細がラオス知的財産法に規定されていないため、具体的な資格の取得方法や研修方法等は不明です。

④ 特許代理人有資格者の概要

ラオスで特許代理人としての資格を有する者の人数等は不明です。

⑤ 特許代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割

上記のとおり、代理人の登録方法や要件等の詳細がカンボジア特許法に規定されておらず、特許代理人の権利行使及び訴訟に対する役割に関する法的な規定はありません。

⑥ 特許出願代理を行う事務所の概要

上記のとおり、ラオスでは特許代理人の制度が十分に整備されていないため、他国を拠点に持つ事務所でラオスでの特許出願に対応できる事務所経由で特許出願を行うことが一般的です。ラオスでの特許出願に対応可能な主な事務所は添付表のとおりとなっています。

³³ ラオス知的財産法第 36 条

³⁴ ラオス知的財産法第 37 条乃至第 39 条

³⁵ ラオス知的財産法第 27 条

(2) 商標、意匠、実用新案（小特許）

ラオスの商標、意匠及び小特許は、ラオス知的財産法において規定されており、特許の規定が準用されるため、これらの出願に関しては原則として特許と同様の制度となります。

5. マレーシア

(1) 特許

① 概要

マレーシアの特許は、マレーシア特許法（“Patents Act 1983 (Act A863, as last amended by Act No. A1264 of 2006)”）によって規制され、マレーシア知的財産公社（“Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO)”）によって所管されています。

特許出願人はマレーシア知的財産公社に必要な書類を提出して出願し³⁶、同機関による方式審査及び実体審査を経て³⁷、特許が付与されることとなります。

② 特許出願における代理人資格の要否

マレーシア特許法では、マレーシアにおいて特許代理人として営業、活動等を行う場合には、マレーシア知的財産公社に特許代理人として登録しなければならないと規定されています³⁸。そのため、代理人を通じて特許を出願する場合には、特許代理人として登録されている者に出願を依頼する必要があります。

また、マレーシア国内に住所又は居所を有さない出願人は、特許代理人として登録されている者を通じてのみ出願を行うことができることになっています³⁹。

③ 特許代理人資格の取得方法及び研修方法

特許代理人として登録するためには、以下の要件を満たした上で、申請書類をマレーシア知的財産公社に提出する必要があります⁴⁰。

- (i) マレーシアに法定住所又は恒久的な住所を有していること
- (ii) (a)マラヤ高等裁判所弁護士（“Advocates and solicitor of the High Court in Malaya”）又はサバ州・サラワク州高等裁判所弁護士（“Advocate of the High Court in Sabah and Sarawak”）、(b)特許代理人試験委員会によって承認され

³⁶ マレーシア特許法第 23 条

³⁷ マレーシア特許法第 29 条及び第 30 条

³⁸ マレーシア特許法第 86 条第 2 項

³⁹ マレーシア特許法第 86 条第 5 項

⁴⁰ マレーシア特許法規則（“Patents Regulations, 1986”）第 45 条 C

た高等教育機関における技術又は科学科の学位を有している者若しくは
(c)特許代理人試験委員会によって承認された専門技術又は科学学校を卒業するための資格を有している者であること

(iii) 特許代理人試験に合格していること

特許代理人試験では、特許法、意匠法、商標法、著作権法、パリ条約、特許協力条約、マドリッドプロトコル等の法令・条約に関する試験と、技術知見に関する試験の両方に合格する必要があります。また、これらの法令・条約・技術に関する試験に加えて、クレームドラフティング、明細書、意見書及び補正書作成等に関する実務試験にも合格する必要があります。

特許代理人として登録された後は、研修等に参加する義務はありません。

④ 特許代理人有資格者の概要

マレーシア知的財産公社によれば、2012年には約150名が特許代理人として登録されています⁴¹。また、任意加入の団体ではありますが、特許代理人の協会としてMalaysian Intellectual Property Association (MIPA)が存在しています⁴²。

⑤ 特許代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割

特許の権利行使については、民事裁判手続が可能となっていますが、特許代理人はいずれの手続においても代理人となることはできず、通常は資格を有する弁護士がこれらの手続において代理人となります。

特許に関する紛争は原則として知的財産高等裁判所に係属することとなりますが、この裁判所以外に特許の権利行使に関する特別の紛争解決機関は設けられておりません。

⑥ 特許出願代理を行う事務所の概要

知的財産権コンサルタントは、主に法律事務所に所属しています。マレーシアの特許代理人事務所として代表的な事務所の概要は添付表のとおりとなっています。

(2) 商標

① 概要

マレーシアの商標は、マレーシア商標法 (“Trademark Act (Act 175 of 1976, as last amended by Act A1138 of 2011)”) によって規制され、マレーシア知的財産公社によって所管されています。

⁴¹ マレーシア知的財産公社のウェブサイト

(<http://www.myipo.gov.my/documents/10180/18720/agent-update20022012.pdf>) 参照

⁴² <http://www.mipa.org.my>

商標登録出願人はマレーシア知的財産公社に必要書類を提出して出願し⁴³、同機関による方式審査、出願広告及び実体審査を経て⁴⁴、商標が登録されることとなります。

② 商標登録出願における代理人資格の要否

マレーシア商標法では、マレーシアにおいて商標登録出願代理人として営業、活動等を行う場合には、マレーシア知的財産公社に商標登録出願代理人として登録しなければならないと規定されています⁴⁵。そのため、代理人を通じて商標を出願する場合には、商標登録出願代理人として登録されている者に出願を依頼する必要があります。

また、マレーシア国内に住所又は居所を有さない出願人は、商標登録出願代理人として登録されている者を通じてのみ商標の出願を行うことができることになっています⁴⁶。

③ 商標登録出願代理人資格の取得方法及び研修方法

商標登録出願代理人として登録するためには、以下の要件を満たした上で、申請書類をマレーシア知的財産公社に提出する必要があります⁴⁷。

- (i) マレーシアに法定住所若しくは恒久的な住所を有していること又はマレーシアに主要な事業場所を有していること
- (ii) (a)特許代理人、(b)マラヤ高等裁判所弁護士又は(c)学位を有しかつ産業財産権の分野において3年以上の経験を有している者であること

商標登録出願代理人の登録は特許代理人と異なり試験を受ける必要はなく、上記要件を満たした場合には自動的に登録されることとなります。

④ 商標登録出願代理人有資格者の概要

マレーシア知的財産公社によれば、2012年には約450名が商標登録出願代理人として登録されています⁴⁸。

⑤ 商標登録出願代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割

特許の場合と同様です。

⁴³ マレーシア商標法第25条

⁴⁴ マレーシア商標法第27条及び第28条

⁴⁵ マレーシア商標法第80条第2項

⁴⁶ マレーシア特許法第80条第1項

⁴⁷ マレーシア商標法規則（“Trademarks Regulations, 1997”）第12条

⁴⁸ マレーシア知的財産公社のウェブサイト

(<http://www.myipo.gov.my/documents/10180/18720/agent-update20022012.pdf>) 参照

- ⑥ 商標登録出願代理を行う事務所の概要
特許の場合と同様です。

(3) 意匠

① 概要

マレーシアの意匠は、マレーシア意匠法（"Industrial Designs Act 1996(Act 552 of 1996, as last amended by Act A1996 (Act 552))"）によって規制され、マレーシア知的財産公社によって所管されています。

意匠出願人はマレーシア知的財産公社に必要書類を提出して出願し⁴⁹、同機関による方式審査を経て、公開された上で、意匠が登録されることとなります⁵⁰。

② 意匠出願における代理人資格の要否

マレーシア意匠法では、マレーシアにおいて意匠代理人として営業、活動等を行う場合には、マレーシア知的財産公社に意匠代理人として登録しなければならないと規定されています⁵¹。そのため、代理人を通じて意匠を出願する場合には、意匠代理人として登録されている者に出願を依頼する必要があります。

③ 意匠代理人資格の取得方法及び研修方法

意匠代理人として登録するためには、以下の要件を満たした上で、申請書類をマレーシア知的財産公社に提出する必要があります⁵²。

- (i) マレーシアに法定住所若しくは恒久的な住所を有していること又はマレーシアに主要な事業場所を有していること
- (ii) (a)特許代理人、(b)マラヤ高等裁判所弁護士又は(c)学位を有しかつ産業財産権の分野において3年以上の経験を有している者であること

意匠代理人の登録は特許代理人と異なり試験を受ける必要はなく、上記要件を満たした場合には自動的に登録されることとなります。

④ 意匠代理人有資格者の概要

マレーシア知的財産公社によれば、現時点で約 210 名が意匠代理人として登録されています⁵³。

⁴⁹ マレーシア意匠法第 14 条

⁵⁰ マレーシア意匠法第 21 条及び第 22 条

⁵¹ マレーシア意匠法第 45 条

⁵² マレーシア意匠法規則（"Industrial Designs Regulations, 1999"）第 33 条

⁵³ マレーシア知的財産公社のウェブサイト

(<http://www.myipo.gov.my/documents/10192/83926/id-agent-17102012.pdf>) 参照

⑤ 意匠代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割
特許の場合と同様です。

⑥ 意匠出願代理を行う事務所の概要
特許の場合と同様です。

(4) 実用新案（小特許）

マレーシアの実用新案は、マレーシア特許法において規定されており、特許の規定が準用されるため、実用新案の出願に関しては原則として特許と同様の制度となっております⁵⁴。

6. ミャンマー

ミャンマーでは産業財産権に関する法律が施行されていないため代理人制度は存在しません。

7. フィリピン

(1) 特許

① 概要

フィリピンの特許は、フィリピン知的財産法（“Intellectual Property Code of the Philippines (Republic Act No. 8293)”）によって規制され、フィリピン知的財産庁（“Intellectual Property Office of the Philippines”）によって所管されています。

特許出願人はフィリピン知的財産庁の特許局（“Bureau of Patents”）に必要書類を提出して出願し⁵⁵、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査を経て⁵⁶、特許が付与されることとなります。

② 特許出願における代理人資格の要否

フィリピン知的財産法では、フィリピン国内に住所又は居所を有さない出願人は、フィリピン国内に居住する代理人を通じてのみ出願を行うことができると規定されていますが⁵⁷、代理人の資格に関する規定は存在しないため、現時点では資格なく特許出願人の代理人として出願を行うことが可能となっております。もっとも、実務上は弁護士を代理人として選任することが一般的であり、資格のない者を代理人と選任することはありません。

⁵⁴ マレーシア特許法第 17 条以下

⁵⁵ フィリピン知的財産法第 32 条

⁵⁶ フィリピン知的財産法第 42 条、第 44 条及び第 48 条

⁵⁷ フィリピン知的財産法第 33 条

- ③ 特許代理人資格の取得方法及び研修方法
上記のとおり、フィリピンには特許代理人の資格は存在しません。
- ④ 特許代理人有資格者の概要
上記のとおり、フィリピンには特許代理人の資格は存在しません。
- ⑤ 特許代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割
特許の権利行使については、民事裁判手続、行政的手続及び刑事手続が可能となっており、特許出願代理業務を行っている弁護士は当然ながらこれらの手続において代理人となることができます。
- ⑥ 特許出願代理を行う事務所の概要
上記のとおり、特許出願代理業務は弁護士によって行われており、フィリピンの特許代理人事務所として代表的な法律事務所の概要は添付表のとおりとなっています。

(2) 商 標

- ① 概 要
フィリピンの商標は、フィリピン知的財産法によって規制され、フィリピン知的財産庁によって所管されています。
商標登録出願人はフィリピン知的財産庁の商標局（“Bureau of Trademarks”）に必要書類を提出して出願し⁵⁸、同機関による方式審査及び実体審査を経て、公告された上で、商標として登録されることとなります⁵⁹。
- ② 商標登録出願における代理人資格の要否
商標でも、特許と同様に、フィリピン国内に住所又は居所を有さない出願人は、フィリピン国内に居住する代理人を通じてのみ出願を行うことができると規定されていますが⁶⁰、代理人の資格に関する規定は存在しておらず、現時点では資格なく商標出願人の代理人として出願を行うことが可能となっております。
- ③ 商標登録出願代理人資格の取得方法及び研修方法
上記のとおり、フィリピンには商標登録出願代理人の資格は存在しません。
- ④ 商標登録出願代理人有資格者の概要
上記のとおり、フィリピンには商標登録出願代理人の資格は存在しません。

⁵⁸ フィリピン知的財産法第 124 条

⁵⁹ フィリピン知的財産法第 133 条

⁶⁰ フィリピン知的財産法第 125 条

- ⑤ 商標登録出願代理人の商標の権利行使及び訴訟に対する役割
特許の場合と同様です。
- ⑥ 商標出願代理を行う事務所の概要
特許の場合と同様です。

(3) 意匠

① 概要

フィリピンの意匠は、フィリピン知的財産法によって規制され、フィリピン知的財産庁によって所管されています。

意匠出願人はフィリピン知的財産庁の特許局に必要書類を提出して出願し⁶¹、同機関による方式審査を経て、公告された上で、意匠として登録されることとなります⁶²。

- ② 意匠出願における代理人資格の要否
特許と同様です。
- ③ 意匠代理人資格の取得方法及び研修方法
特許と同様です。
- ④ 意匠代理人有資格者の概要
特許と同様です。
- ⑤ 意匠代理人の意匠の権利行使及び訴訟に対する役割
特許と同様です。
- ⑥ 意匠出願代理を行う事務所の概要
特許の場合と同様です。

(4) 実用新案（小特許）

フィリピンの実用新案は、フィリピン知的財産法において規定されており、特許の規定が準用されるため、実用新案の出願に関しては原則として特許と同様の制度となります⁶³。

⁶¹ フィリピン知的財産法第 114 条

⁶² フィリピン知的財産法第 116 条及び第 117 条

⁶³ フィリピン知的財産法第 108 条

8. シンガポール

(1) 特許

① 概要

シンガポールの特許は、シンガポール特許法（“Patents Act (Chapter 221)”）によって規制され、シンガポール特許庁（“Intellectual Property Office of Singapore”）によって所管されています。

特許出願人はシンガポール特許庁に必要書類を提出して出願し⁶⁴、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査を経て⁶⁵、特許が付与されることとなります。

② 特許出願における代理人資格の要否

シンガポール特許法では、特許代理人としての資格を有している者又は弁護士でない限り、特許代理人として業務を行うことができないと規定されており、これに違反した者はS\$5,000以下の罰金及び／又は12ヶ月以下の禁固刑が課されることになっています⁶⁶。そのため、代理人を通じて特許を出願する場合には、特許代理人の資格を有している者に出願を依頼する必要があります。

③ 特許代理人資格の取得方法及び研修方法

特許代理人として登録するためには、以下の要件を満たした上で、申請書類をシンガポール特許庁に提出する必要があります⁶⁷。

- (i) シンガポールに居住していること
- (ii) シンガポール特許庁が承認した大学等の学士号を有していること
- (iii) シンガポール国立大学が実施する知的財産法コースを修了していること
- (iv) 特許代理人試験に合格していること
- (v) 資格を有している特許代理人等の下で12ヶ月間のインターンシップを行っていること

シンガポール国立大学が実施する知的財産法コースにおいては、特許法、意匠法、商標法、パリ条約、特許協力条約等に関する知識の習得とその確認のための試験が行われます。知財法コース修了の後、12ヶ月間のインターンシップを行い、その後クレームドラフティング及び明細書作成を含む実務試験に合格すると、特許代理人の資格を得ることができます。

④ 特許代理人有資格者の概要

⁶⁴ シンガポール特許法第25条

⁶⁵ シンガポール特許法第26条、第27条及び第29条

⁶⁶ シンガポール特許法第105条

⁶⁷ シンガポール特許代理人規則（“Patents (Patent Agents) Rules 2001”）第6条及び第7条

シンガポール特許庁によれば、2013年2月1日時点では約150名が特許代理人として登録されています⁶⁸。また、任意加入の団体ではありますが、特許代理人の協会としてAssociation of Singapore Patent Agents(ASPA)が存在しています。

⑤ 特許代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割

特許の権利行使については、民事裁判手続及び刑事手続が可能となっていますが、特許代理人はいずれの手続においても代理人となることはできず、通常は資格を有する弁護士がこれらの手続において代理人となります。

また、通常の裁判所以外に特許の権利行使に関する特別の紛争解決機関は設けられておりません。

⑥ 特許出願代理を行う事務所の概要

特許代理人は、主に法律事務所に所属しています。シンガポールの特許代理人事務所として代表的な事務所の概要は添付表のとおりとなっています。

(2) 商標

① 概要

シンガポールの商標は、シンガポール商標法 (“Trade Marks Act (Chapter 332)”) によって規制され、シンガポール特許庁によって所管されています。

商標登録出願人はシンガポール特許庁に必要書類を提出して出願し⁶⁹、同機関による方式審査及び実体審査を経て、公告された上で、商標として登録されることとなります⁷⁰。

② 商標登録出願における代理人資格の要否

シンガポールには商標登録出願代理人の資格は存在しないため、資格なく商標登録出願人の代理人として出願を行うことが可能となっております。

③ 商標登録出願代理人資格の取得方法及び研修方法

上記のとおり、シンガポールには商標登録出願代理人の資格は存在しません。

④ 商標登録出願代理人有資格者の概要

上記のとおり、シンガポールには商標登録出願代理人の資格は存在しません。

⑤ 商標登録出願代理人の商標の権利行使及び訴訟に対する役割

⁶⁸ シンガポール特許庁のウェブサイト

(http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Programmers%20and%20Events/patent%20agent/Official%20Register%20of%20Patent%20Agents_1Feb2013.pdf) 参照

⁶⁹ シンガポール商標法第5条

⁷⁰ シンガポール商標法第12条及び第13条

上記のとおり、シンガポールには商標登録出願代理人の資格は存在しません。
また、通常の裁判所以外に商標の権利行使に関する特別の紛争解決機関は設けられておりません。

- ⑥ 商標登録出願代理を行う事務所の概要
特許と同様です。

(3) 意 匠

① 概 要

シンガポールの意匠は、シンガポール意匠法（”Registered Designs Act (Chapter 266)”）によって規制され、シンガポール特許庁によって所管されています。

意匠出願人はシンガポール特許庁に必要書類を提出して出願し⁷¹、同機関による方式審査を経て、公告された上で、意匠として登録されることとなります⁷²。

② 意匠出願における代理人資格の要否

シンガポールには意匠代理人の資格は存在しないため、資格なく意匠出願人の代理人として出願を行うことが可能となっております。

③ 意匠代理人資格の取得方法及び研修方法

上記のとおり、シンガポールには意匠代理人の資格は存在しません。

④ 意匠代理人有資格者の概要

上記のとおり、シンガポールには意匠代理人の資格は存在しません。

⑤ 意匠代理人の意匠の権利行使及び訴訟に対する役割

上記のとおり、シンガポールには意匠代理人の資格は存在しません。

また、通常の裁判所以外に意匠の権利行使に関する特別の紛争解決機関は設けられておりません。

- ⑥ 意匠出願代理を行う事務所の概要
特許と同様です。

(4) 実用新案（小特許）

シンガポールでは実用新案制度は存在しません。

⁷¹ シンガポール意匠法第 11 条

⁷² シンガポール意匠法第 16 条及び第 18 条

9. タイ

(1) 特許

① 概要

タイの特許は、タイ特許法（“Patents Act B.E. 2522 (1979)”）によって規制され、タイ知的財産局（“Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce”）によって所管されています。

特許出願人はタイ知的財産局の特許課（“Patent Office”）に必要書類を提出して出願し⁷³、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査を経て⁷⁴、特許が付与されることになります。

② 特許出願における代理人資格の要否

タイでは、特許代理人として登録されている者でない限り、特許代理人として業務を行うことができません。そのため、代理人を通じて特許を出願する場合には、特許代理人として登録されている者に出願を依頼する必要があります。

③ 特許代理人資格の取得方法及び研修方法

特許代理人として登録するためには、以下の要件を満たした上で、特許法、意匠法、商標法、著作権法、パリ条約、特許協力条約、マドリッドプロトコル、民法及び民事訴訟法等に関する試験に合格する必要があります。また、これらの法令・条約に関する試験に加えて、クレームドラフティング、明細書、意見書及び補正書作成等に関する実務試験にも合格する必要があります。

(i) タイに居住していること

(ii) 科学、技術、建築、法律分野の学士又は学士以上の資格を有していること
試験合格後、資格登録前に研修があり、資格登録維持のための継続研修もあります。

④ 特許代理人有資格者の概要

タイでは特許代理人として2,000名以上が登録されています。また、任意加入の団体ではありますが、特許代理人の協会として Intellectual Property Association of Thailand (IPAT)があります。

⑤ 特許代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割

特許の権利行使については、民事裁判手続、行政的手続及び刑事手続が可能となっていますが、特許代理人はいずれの手続においても代理人となることは

⁷³ タイ特許法第 17 条

⁷⁴ タイ特許法第 24 条及び第 28 条

できず、通常は資格を有する弁護士がこれらの手続において代理人となります。

また、特許の権利行使に関してはタイ中央知的財産・国際貿易裁判所（“The Central Intellectual Property and International Trade Court”）が管轄を有することになっていますが、同裁判所を除き特別の紛争解決機関は設けられておりません。

⑥ 特許出願代理を行う事務所の概要

特許代理人は、主に法律事務所や知的財産権関連業務のみを提供している特許事務所に所属しています。タイの特許代理人事務所として代表的な事務所の概要は添付表のとおりとなっています。

(2) 商 標

① 概 要

タイの商標は、タイ商標法（“Trademark Act B.E. 2534 (1991)”）によって規制され、タイ知的財産局によって所管されています。

特許の出願人はタイ知的財産局の商標課（“Trademark Office”）に必要書類を提出して出願し⁷⁵、同機関による方式審査及び実体審査を経て、公告された上で、商標として登録されることとなります⁷⁶。

② 商標登録出願における代理人資格の要否

タイでは、商標登録出願代理人として登録されている者でない限り、商標登録出願代理人として業務を行うことができません。そのため、代理人を通じて商標を出願する場合には、商標登録出願代理人として登録されている者に出願を依頼する必要があります。

③ 商標登録出願代理人資格の取得方法及び研修方法

商標登録出願代理人として登録するためには、特許とは異なり、タイ国内に在住し、タイ語で連絡が取れれば良く、試験制度はありません。

④ 商標登録出願代理人有資格者の概要

商標登録出願代理人として登録されている人数等は不明です。

⑤ 商標登録出願代理人の商標の権利行使及び訴訟に対する役割

特許と同様です。

⑥ 商標登録出願代理を行う事務所の概要

特許と同様です。

⁷⁵ タイ商標法第 11 条、第 13 条及び第 29 条

⁷⁶ タイ特許法第 24 条及び第 28 条

(3) 意 匠

① 概 要

タイの意匠は、タイ特許法によって規制され、タイ知的財産局によって所管されています。

意匠の出願人はタイ知的財産局の意匠課に必要書類を提出して出願し⁷⁷、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査を経て⁷⁸、意匠が付与されることとなります。

② 意匠出願における代理人資格の要否

特許と同様です。

③ 特許代理人資格の取得方法及び研修方法

特許と同様です。

④ 特許代理人有資格者の概要

特許と同様です。

⑤ 特許代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割

特許と同様です。

⑥ 意匠出願代理を行う事務所の概要

特許と同様です。

(4) 実用新案（小特許）

タイでは小発明を、実用新案に類似した小特許で保護しています。小特許の出願に関しては原則として特許と同様の制度となっております⁷⁹。

10. ベトナム

(1) 特許

① 概 要

ベトナムの特許は、ベトナム知的財産法（“Law No.36/2009/QH12 Amending and Supplementing a Number of Article of the Law on Intellectual Property”による改正後の“Law No. 50/2005/QH11 on Intellectual Property”）によって規制され、（“National Office of Intellectual Property of Vietnam”）によって所管されています。

⁷⁷ タイ特許法第 59 条

⁷⁸ タイ特許法第 65 条

⁷⁹ タイ特許法第 65 条の 10

特許の出願人はベトナム知的財産庁に必要書類を提出して出願し⁸⁰、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査を経て⁸¹、特許が付与されることになります。

② 特許出願における代理人資格の要否

ベトナム知的財産法では、特許出願は出願人本人又は産業財産権出願代理人としての資格を有している代理人を通じてのみ行うことができると規定されています⁸²。そのため、代理人を通じて特許を出願する場合には、産業財産権出願代理人の資格を有している者に出願を依頼する必要があります。

また、ベトナム国内に住所又は居所を有さない出願人は、ベトナム国内に居住する産業財産権出願代理人を通じてのみ出願を行うことができることになっています⁸³。

③ 産業財産権出願代理人資格の取得方法及び研修方法

産業財産権出願代理人としての資格を取得するためには、特許法、意匠法、商標法、著作権法、パリ条約、特許協力条約、マドリッドプロトコル等に関する試験に合格する必要があります。また、これらの法令・条約に関する試験に加えて、クレームドラフティング、明細書、意見書及び補正書作成等に関する実務試験にも合格する必要があります。

上記試験の受験資格として、大学を卒業していることが求められ、実務経験がない場合には国家機関による工業所有権に関する研修課程の卒業証明書の提出が必要となります。

④ 産業財産権出願代理人有資格者の概要

ベトナムにおける産業財産権出願代理人の人数は不明ですが、サイン業財産権代理人の代理人協会である Vietnam Intellectual Property Association (VIPA)には約 300 名の代理人が加入しているとのことです。

⑤ 産業財産権出願代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割

特許の権利行使については、民事裁判手続、行政的手続及び刑事手続が可能となっていますが、特許代理人はいずれの手続においても代理人となることはできず、通常は資格を有する弁護士がこれらの手続において代理人となります。

また、裁判所以外に特許の権利行使に関する特別の紛争解決機関は設けられておりません。

⁸⁰ ベトナム知的財産法第 100 条

⁸¹ ベトナム知的財産法第 109 条、第 110 条及び第 113 条

⁸² ベトナム知的財産法第 89 条第 1 項

⁸³ ベトナム知的財産法第 89 条第 2 項

⑥ 産業財産権出願代理を行う事務所の概要

産業財産権出願代理人は、主に法律事務所や知的財産権関連業務のみを提供している特許事務所に所属しています。ベトナムの特許代理人事務所として代表的な事務所の概要は添付表のとおりとなっています。

(2) 商 標

① 概 要

ベトナムの商標は、ベトナム知的財産法によって規制され、ベトナム知的財産庁によって所管されています。

特許の出願人はベトナム知的財産庁に必要書類を提出して出願し⁸⁴、同機関による方式審査及び実体審査を経て、公告された上で、商標として登録されることとなります⁸⁵。

② 商標登録出願における代理人資格の要否

特許と同様に代理人を通じて特許を出願する場合には、産業財産権出願代理人の資格を有している者に出願を依頼する必要があります。

③ 産業財産権出願代理人資格の取得方法及び研修方法

特許と同様です。

④ 産業財産権出願代理人有資格者の概要

特許と同様です。

⑤ 産業財産権出願代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割

特許と同様です。

⑥ 産業財産権出願代理を行う事務所の概要

特許と同様です。

(3) 意 匠

① 概 要

ベトナムの意匠は、ベトナム知的財産法によって規制され、ベトナム知的財産庁によって所管されています。

意匠の出願人はベトナム知的財産庁に必要書類を提出して出願し⁸⁶、同機関

⁸⁴ ベトナム知的財産法第 100 条

⁸⁵ ベトナム知的財産法第 109 条、第 110 条及び第 113 条

⁸⁶ ベトナム知的財産法第 100 条

による方式審査、出願公開及び実体審査を経て⁸⁷、意匠が付与されることになります。

- ② 意匠登録出願における代理人資格の要否
特許と同様に代理人を通じて特許を出願する場合には、産業財産権出願代理人の資格を有している者に出願を依頼する必要があります。
- ③ 産業財産権出願代理人資格の取得方法及び研修方法
特許と同様です。
- ④ 産業財産権出願代理人有資格者の概要
特許と同様です。
- ⑤ 産業財産権出願代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割
特許と同様です。
- ⑥ 産業財産権出願代理を行う事務所の概要
特許と同様です。

(4) 実用新案（小特許）

① 概 要

ベトナムの実用新案は、ベトナム知的財産法によって規制され、ベトナム知的財産庁によって所管されています。

実用新案の出願人はベトナム知的財産庁に必要書類を提出して出願し⁸⁸、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査を経て⁸⁹、意匠が付与されることになります。

- ② 実用新案登録出願における代理人資格の要否
特許と同様に代理人を通じて実用新案を出願する場合には、産業財産権出願代理人の資格を有している者に出願を依頼する必要があります。
- ③ 産業財産権出願代理人資格の取得方法及び研修方法
特許と同様です。
- ④ 産業財産権出願代理人有資格者の概要
特許と同様です。

⁸⁷ ベトナム知的財産法第 109 条、第 110 条及び第 113 条

⁸⁸ ベトナム知的財産法第 100 条

⁸⁹ ベトナム知的財産法第 109 条、第 110 条及び第 113 条

- ⑤ 産業財産権出願代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割
特許と同様です。
- ⑥ 産業財産権出願代理を行う事務所の概要
特許と同様です。

以 上

添付表

表 1 ブルネイでの出願に対応可能な代理人事務所

事務所名	network	分類	住所	TEL	FAX	Email	HP
HILBORNE, HAWKIN & CO.	-	知財専門	2875 Michelle Drive Suite 170 Irvine, CA 92606 U.S.A.	1-714-283- 1155	1-714-283- 1555	info@hilbornehawkin.com	http://www.hilbornehawkin.com/
One Legal LLC	-	法律事務所	6 Shenton Way #21-08 DBS Building Tower Two Singapore 068809	65-6720-67 88	65-6720-79 98	general@onelegal.sg	http://www.onelegal.sg/
UNITED TRADEMARK & PATENT SERVICES	INTA ITMA APAA LES	知財専門	WEST END BUILDING 61-The Mall Lahore 54000 PAKISTAN	9242-7236- 124	9242-732-3 501	Unitedtrademark@UnitedT m.com	http://www.utmps.com/
RODYK DAVIDSON LLP &	World Law Group Pacific Rim Advisory Council	法律事務所	#33-00 UOB Plaza 1 80 Raffles Place Singapore 048624	65-6225 2626	65-6225 1838	mail@rodyk.com	www.rodyk.com
Parker & Parker Co. LLP	-	法律事務所	A-3, Trade Center, Stadium Circle, C. G. Road, Ahmedabad - 380 009. INDIA.	+91 79 2640 4153	+91 79 2640 4154	info@parkerip.com	http://www.parkerip.com
Messers D F ABANG ZEN	-	不明	4th Floor, Wisma Hajjah Fatimah,, 22/23, Jalan Sultan, BANDAR SERI BEGAWAN BS8811 Brunei Darrussalam	673 2 236680,236 681	673 2 224351	dfabangzen@brunet.bn	N/A
Ahmad Isa & Partners	-	不明	4th Fl. Wisma Jaya, Unit Nos. 406A-410A,, Bandar Seri Begawan BS8811 Brunei Darrussalam	673 2 239 091	673 2 239 095	ahmisa@brunet.bn	N/A

YC Lee & Co.	-	不明	Kompleks Jalan Sultan,, Suites 507-510, 5th Floor,, Bandar Seri Begawan BS8811 Brunei Darussalam	673 2 228 725	673 2 240 786	ycleelaw@brunet.bn	N/A
Dr Colin Ong Legal Services	-	不明	Suites 2-2 to 2-8 Gadong Properties Centre Km 3-5, Jalan Gadong Bandar Seri Begawan BE4119 Brunei Darussalam	673 2 420 913	673 2 420 911	onglegal@brunet.bn	N/A
INTELLEKTUS.C OM	-	知財専門	4, Annis Komninis Street, Solea Building, Office 502, P.O.Box 26575, ZIP Code 1640, Nicosia, Cyprus	+ 442071486 046		office@intellektus.com	http://www.intellektus.com/trademarks-countries-brunei-darussalam.html

表2 カンボジアでの出願に対応可能な代理人事務所

事務所名	network	分類	住所	TEL	FAX	Email	HP
BANCA	-	知財専門	15B Trieu Viet Vuong Hanoi, Vietnam	84-4-3-943 3 007	84-4-3-943 3 009	banca@fpt.vn	http://www.bancavip.com
CONCETTI	-	不明	5th Floor, 38 Ba Trieu Street Hoan Kiem District Hanoi, Vietnam	84-48-2641 76	84-48-2597 86	concetti@hn.vnn.vn	
INVENCO	-	法律事務所	29 Truong Han Sieu Street Hanoi, Vietnam	84-4-3822- 8595	84-4-3822- 6059	invenco@hn.vnn.vn	http://invenco.com.vn/eng/
Parker & Parker Co. LLP	-	法律事務所	A-3, Trade Center, Stadium Circle, C. G. Road, Ahmedabad - 380 009. INDIA.	+91 79 2640 4153	+91 79 2640 4154	info@parkerip.com	http://www.parkerip.com
Asia Trademark, LTd.	-	知財専門	Phnom Penh, 41-43 Norodorn Boulevard, Cambodia	1 714 283 1155 (USA)	1 714 283-1555 (USA)	asiamark@aol.com	N/A
ADVACAS LAW OFFICE	-	不明	P.O.Box 503, Bo Ho POB, Hanoi, Vietnam	84-4-21185 28		advacas@hn.vnn.vn	N/A
BIGIPA Attorneys IP	-	知財専門	P.O.Box: 523 Vientiane, Lao PDR	84-4-21185 28	84-4-82597 86	bigip.attorneys@gmail.com	http://www.bigipa.com

INTELLEKTUS.C OM	-	知財専門	4, Annis Komninis Street, Solea Building, Office 502, P.O.Box 26575, ZIP Code 1640, Nicosia, Cyprus	+ 442071486 046		office@intellektus.com	http://www.intellektus.com/trademarks-countries-cambodia.html
Intellegal Pakistan	PIPRA IPBA APAA	知財専門	4-N-1, Block 6, P. E. C. H. S., Karachi – 75100 Pakistan	009221345 4 2026	009221345 4 2025	intellegalpk@intellegalpk.com	http://www.intellegalpk.com

表3 インドネシアの主な代理事務所

事務所名	Network	分類	住所	TEL	FAX	Email	HP
AMR PARTNERSHIP	-	知財専門	GANDARIA 8, 3rd Floor Unit D Jl. Sultan Iskandar Muda (Arteri Pondok Indah) Jakarta 12240, Indonesia	(6221)2903 -6668	(6221)2903 -6672	pat@amr.co.id	http://www.amroos.com
HADIPUTRANTO, HADINOTO & PARTNERS	-	不明	The Indonesia Stock Exchange Building Tower II, 21/F Sudirman Central Business District Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53 Jakarta 12190, Indonesia	62 21 5155090	62 21 5154840	N/A	
ERNA L. KUSOY & Co.	APAA AIPPI AIPA INTA IIPS AKHKI	知財専門	Graha Mas Fatmawati Blok A. No. 27-28 Jl. R.S. Fatmawati No. 71, Cipete Utara Jakarta Selatan 12150, Indonesia	62-21-7280 0110	62-21-7280 0220	erna.kusoy@ernakusoy-ipr law.com	www.ernakusoy-iprlaw.com
BIRO OKTROI ROOSSENO	-	知財専門	Kantor Taman A-9, Unit C1 & C2 Jl. Mega Kuningan, Jakarta 12950, INDONESIA (P.O.Box. 4585 Japarta 10001)	62-21-576-2308	62-21-576-2301	iprlaw@iprbor.com	http://www.birooktroiroosseo.com /
Widjojo (Oei Tat Hway) CS	-	知財専門	Wisma Kemang 5th Floor Jl. Kemang Selatan No. 1 Jakarta Selatan - 12560, INDONESIA	(62-21)781 6289	(62-21)781 7668	N/A	http://www.coxinga.com/index.php
Hakindah International	-	不明	Gedung Gaja Unit AT, JL.Dr. Saharjo No.111 Jakarta Selatan, 12810 Indonesia	62-21-8379 -2133	62-21-8379 -2134	iprprotect@yahoo.co.jp	

AM BADAR & PARTNERS	-	知財専門	Jalan Wahid Hasyim No.14, 3rd - 4th Floors Jakarta (10340) Indonesia	62-21 3983 7314	62-21 3983 7300	info@ambadar.co.id	http://www.ambadar.co.id/
GEORGE WIDJOJO & PARTNERS	-	知財専門	Jalan Kali Besar Barat No.5 Jakarta Kota-11230, Indonesia	62-21-691- 2226	62-21-692- 3648	patent@widjoolaw.com	http://www.widjoolaw.com/
特許業務法人ウイ ンテック	-	知財専門	東京都千代田区神田鍛冶町3丁目6 番7号 ウンピン神田ビル4階	03-3254-35 75	03-3254-35 76		http://www.wintech-pat.com/
MAKARIM & TAIRA S.	-	法律事務所	Summitmas I, 17th FLOOR, JL. JEND. SUDIRMAN KAV. 61-62 JAKARTA 12090 - Indonesia	62 21 252 1272	62 21 252 2750	makarim&tairas@makarim. com	http://www.makarim.com/
Parker & Parker Co. LLP	-	法律事務所	A-3, Trade Center, Stadium Circle, C. G. Road, Ahmedabad - 380 009. INDIA.	+91 79 2640 4153	+91 79 2640 4154	info@parkerip.com	http://www.parkerip.com
INTELLEKTUS.C OM	-	知財専門	4, Annis Komninis Street, Solea Building, Office 502, P.O.Box 26575, ZIP Code 1640, Nicosia, Cyprus	+ 442071486 046		office@intellektus.com	http://www.intellektus.com/tradema rks-countries-indonesia.html

表4 ラオスでの出願に対応可能な代理人事務所

事務所名	network	分類	住所	TEL	FAX	Email	HP
BANCA	-	知財専門	15B Trieu Viet Vuong Hanoi, Vietnam	84-4-3-94 33 007	84-4-3-94 33 009	banca@fpt.vn	http://www.bancavip.com
UNITED TRADEMARK & PATENT SERVICES	INTA ITMA APAA LES	知財専門	WEST END BUILDING 61-The Mall Lahore 54000 PAKISTAN	9242-723 6-124	9242-732- 3501	Unitedtrademark@United Tm.com	http://www.utmps.com/
Parker & Parker Co. LLP	-	法律事務所	A-3, Trade Center, Stadium Circle, C. G. Road, Ahmedabad - 380 009. INDIA.	+91 79 2640 4153	+91 79 2640 4154	info@parkerip.com	http://www.parkerip.com

ADVACAS LAW OFFICE	-	不明	P.O.Box 503, Bo Ho POB, Hanoi, Vietnam	84-4-2118 528		advacas@hn.vnn.vn	N/A
BIGIPA IP Attorneys	-	知財専門	P.O.Box: 523 Vientiane, Lao PDR	84-4-2118 528	84-4-8259 786	bigip.attorneys@gmail.com	http://www.bigipa.com
Hilborne Hawkin & Co.	-	知財専門	2524 North Santiago Blvd. Orange, CA 92867	1.714.283.1155	1.714.283.1555	tbates@hilbornehawkin.com	http://www.hilbornehawkin.com
INTELLEKTUS.COM	-	知財専門	4, Annis Komninis Street, Solea Building, Office 502, P.O.Box 26575, ZIP Code 1640, Nicosia, Cyprus	+ 442071486 046		office@intellektus.com	http://www.intellektus.com/trademarks-countries-laos.html

表5 マレーシアの主な代理人事務所

事務所名	network	分類	住所	TEL	FAX	Email	HP
Ram Rais & Partners	-	法律事務所	Level 31, Menara TH Perdana 1001, Jalan Sultan Ismail 50250 Kuala Lumpur Malaysia	60-3-2693-1125	60-3-2693-0716	ramrais@tm.net.my	http://www.ramrais.com/
WONG JIN NEE & TEO	-	法律事務所	13A-5 Level 13A Menara Milenium 8 Jalan Damansara 50490 Kuala Lumpur Malaysia	603-2092-3322	603-2092-3366	N/A	http://www.wjnt-law.com/
PATRICK MIRANDAH CO.	-	法律事務所	Suite 3B-19-3, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5, 50470 Kuala Lumpur, Malaysia	603 22 78 86 86	603 22 74 66 77	malaysia@mirandah.com	http://www.mirandah.com/
HENRY GOH & CO. SDN BHD	INTA MIPA APAA	知財専門	SHouse of Henry Goh 217 Jalan Imbi 55100 Kuala Lumpur Malaysia	603-2118-8688	603-2118-8788	hgoh_kl@henrygoh.com	http://www.henrygoh.com/
DREW & NAPIER LLC	-	法律事務所	20 Raffles Place #17-00 Ocean Towers Singapore 048620	65-6535-0733	65-6533-0694	mail@drewnapier.com	http://www.drewnapier.com/home
Shearn Delamore & Co.	-	法律事務所	7th Floor, Wisma Hamzah-Kwong Hing No.1, Leboh Ampang 50100 Kuala Lumpur, Malaysia	(603) 2027 2727	(603) 2078 5625	info@shearndelamore.com	http://www.shearndelamore.com/

SKRINE	-	法律事務所	Unit No. 50-8-1 8th Floor Wisma UOA Damansara, 50 Jalan Dungun Damansara Heights, 50490 Kuala Lumpur Malaysia	603-2094-8 111	603-2094-3 211	skrine@skrine.com	http://www.skrine.com/
ZAID IBRAHIM & CO.	-	法律事務所	TINGKAT 12, MENERA BANK PEMBANGUNAN JALAN SULTAN ISMAIL, 50250 KUALA LUMPUR, MALAYSIA	60-3-29266 88	60-3-29816 32	N/A	http://www.zicolaw.com/
TSAI, LEE & CHEN	-	知財専門	12th Fl., 148 Sung Chiang Rd. Taipei, Taiwan, R.O.C.	886-2-2571 -0150	886-2-2562 -9103	info@tsailee.com.tw	http://www.tsailee.com.tw/
RAJA, DARRYL & LOH	-	法律事務所	18TH FLOOR, WISMA SIME DARBY JALAN RAJA LAUT, 50350 KUALA LUMPUR, MALAYSIA	603-2694 9999	603-2693-3 823	rdl@rdl.com.my	http://www.rajadarrylloh.com/
Parker & Parker Co. LLP	-	法律事務所	A-3, Trade Center, Stadium Circle, C. G. Road, Ahmedabad - 380 009. INDIA.	+91 79 2640 4153	+91 79 2640 4154	info@parkerip.com	http://www.parkerip.com
INTELLEKTUS.C OM	-	知財専門	4, Annis Komninis Street, Solea Building, Office 502, P.O.Box 26575	+ 442071486 046		office@intellektus.com	http://www.intellektus.com/trademarks-countries-malaysia.html

表 6 ミャンマーでの出願に対応可能な代理人事務所

事務所名	network	分類	住所	TEL	FAX	Email	HP
BANCA	-	知財専門	15B Trieu Viet Vuong Hanoi, Vietnam	84-4-3-943 3 007	84-4-3-943 3 009	banca@fpt.vn	http://www.bancavip.com
UNITED TRADEMARK & PATENT SERVICES		知財専門	WEST END BUILDING 61-The Mall Lahore 54000 PAKISTAN	9242-7236- 124	9242-732-3 501	Unitedtrademark@UnitedT m.com	http://www.utmps.com/
Parker & Parker Co. LLP		法律事務所	A-3, Trade Center, Stadium Circle, C. G. Road, Ahmedabad - 380 009. INDIA.	+91 79 2640 4153	+91 79 2640 4154	info@parkerip.com	http://www.parkerip.com

U Nyunt Tin Associates Intellectual Property Law Firm	-	知財専門	83/8 Pansodan Street, P.O.Box 952, Yangon 11182, The Republic of The Union of Myanmar	(+95-1) 375-754	(+95-1) 254-321	ipmyanmar@myanmar.com.mm	http://www.untlaw.com
INTELLEKTUS.COM	-	知財専門	4, Annis Komninis Street, Solea Building, Office 502, P.O.Box 26575	+ 442071486 046		office@intellektus.com	http://www.intellektus.com/trademarks-countries-myanmar.html
Thaw Tar	-	不明	No.(119/121), 4th Floor, Latha Street, Latha Township Yangon, Myanmar	95 245871 1	95 250861 1	tzinhlawfirm@gmail.com	N/A
BIZLAW CONSULT Mandalay	-	不明	48,40th Street (Bet: 72nd & 73rd street) Mandalay Myanmar	+959 5128224		info@bizlawmdy.com	N/A
Hilborne Hawkin & Co.	-	知財専門	2524 North Santiago Blvd. Orange, CA 92867	1.714.283.1 155	1.714.283.1 555	tbates@hilbornehawkin.com	http://www.hilbornehawkin.com
Myanmar Trademark and Patent Law Firm	-	知財専門	1st Floor, Building 55, GPO Box 666, Room 16, Mahabandoola Garden Street Kyauktada Township, Yangon 1118 Myanmar	95 1 254 037	95 1 249 850	mtpip@mptmail.net.mn	N/A
Trademark Watch Myanmar (Member of U Nyunt Tin Associates)	-	知財専門	83/8 Pan So Dan Street, Yangon 11182 Myanmar (Former Burma)	951 375754	951 254321	ipmyanmar@myanmar.com.mm	N/A

表7 フィリピンの主な代理人事務所

事務所名	network	分類	住所	TEL	FAX	Email	HP
CARAG, CABALLES, JAMORA SOMERA &	-	不明	2nd Floor, The Plaza Royale 120 L.P. Leviste Street Salcedo Village, Makati City 1227 Metro Manila Philippines	632-812-52 46	632-818-89 71	N/A	N/A
FEDERIS ASSOCIATES &	IPAP APAA AIPPI INTA AIPLA	知財専門	Suites 2004 and 2005, 88 Corporate Center 141 Valero St., Salcedo Village Makati City, 1227 PHILIPPINES	632-889 6197	632-889 6132	mail@federislaw.com.ph	http://www.federislaw.com.ph/

ROMULO MABANTA BUENAVENTURA SAYOC & DE LOS ANGELES	-	法律事務所	21st Floor, Philamlife Tower 8767 Paseo De Roxas Makati City 1226, Philippines	(632) 555-9555	(632) 815-3172	romulo@romulo.com	http://www.romulo.com/
WILKINSON & GRIST	-	法律事務所	Sixth Floor, Prince's Building 10 Chater Road Central, HONG KONG	852-2524-6 011	852-2527-9 041	partners@wilgrist.com	http://www.wilgrist.com/
SIGUION REYNA MONTECILLO & ONGSIAKO	-	法律事務所	4th & 6th Floors, Citibank Center 8741 Paseo de Roxas, Makati City Philippines	632-810-02 81	632-819-14 98	clc@srmo-law.com	http://www.srmo-law.com/
CASTILLO LAMAN TAN PANTALEON & SAN JOSE	-	法律事務所	The Valero Tower 2nd, 3rd, 4th, 5th and 9th floors 122 Valero Street, Salcedo Village Makati City, Metro Manila Philippines 1227	(632) 817-6791	(632) 819-2724	tmp@cltpsj.com.ph	http://www.cltpsj.com.ph/index2.htm
CASTRO DE CLARO & REYES	-	不明	P.O. BOX 7154, Domestic Airport Post Office Lock Box, 1300 Domestic Rd., Pasay City Metro Manila, Phillipine	(0632)8127 030	(0632)8174 357	castrolaw@smartbro.net	N/A
Parker & Parker Co. LLP	-	法律事務所	A-3, Trade Center, Stadium Circle, C. G. Road, Ahmedabad - 380 009. INDIA.	+91 79 2640 4153	+91 79 2640 4154	info@parkerip.com	http://www.parkerip.com
INTELLEKTUS.COM	-	知財専門	4, Annis Komninis Street, Solea Building, Office 502, P.O.Box 26575	+ 442071486 046		office@intellektus.com	http://www.intellektus.com/trademarks-countries-philippines.html

表 8 シンガポールの主な代理人事務所

事務所名	network	分類	住所	TEL	FAX	Email	HP
One Legal LLC	-	法律事務所	6 Shenton Way #21-08 DBS Building Tower Two Singapore 068809	65-6720-67 88	65-6720-79 98	general@onelegal.sg	http://www.onelegal.sg/
DONALDSON & BURKINSHAW	-	法律事務所	24 RAFFLES PLACE #15-00 CLIFFORD CENTRE SINGAPORE 048621 (P.O.BOX 3667 SINGAPORE 905667)	65-6533-94 22	65-6533-78 06	N/A	http://www.donburk.com.sg

DREW & NAPIER LLC	-	法律事務所	20 Raffles Place #17-00 Ocean Towers Singapore 048620	65-6535-07 33	65-6533-06 94	mail@drewnapier.com	http://www.drewnapier.com/home
OneLegalMarq Pte. Ltd.	-	不明	6 Shenton Way #21-08 DBS Building Tower Two, Singapore 068809	65-6720-67 88	65-6720-79 98	N/A	N/A
HADIPUTRANTO, HADINOTO & PARTNERS	-	不明	The Indonesia Stock Exchange Building Tower II, 21/F Sudirman Central Business District Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53 Jakarta 12190, Indonesia	62 21 5155090	62 21 5154840	N/A	
LLOYD WISE	-	不明	11 Keppel Road #09-01 RCL Centre Singapore 089057 Singapore	65 6227 8986	65 6227 3898	mail@lloydwise.com.sg	
SO KEUNG YIP & SIN	-	法律事務所	1009-1012, 10/F, Nan Fung Tower 173 Des Voeux Road Central, Hong Kong	852-2810-8 908	852-2801-4 148	gen@skys.law.com.hk	http://www.law.com.hk/
RODYK & DAVIDSON LLP	World Law Group Pacific Rim Advisory Council	法律事務所	#33-00 UOB Plaza 1 80 Raffles Place Singapore 048624	65-6225 2626	65-6225 1838	mail@rodyk.com	www.rodyk.com
ATMD BIRD & BIRD	-	法律事務所	39 Robinson Road #07-01 Robbindon Point Singapore 068911	65-6534-52 66	65-6223-87 62	N/A	http://www.atmdlaw.com/home/home.asp#
SHOOK LIN & BOK	-	法律事務所	1 ROBINSON ROAD, #18-00 AIA TOWER, SINGAPORE 048542	65 6535 1944	65 6535 8577	slb@shooklin.com	http://www.shooklin.com/index.php?dir=en&pg=index
Parker & Parker Co. LLP	-	法律事務所	A-3, Trade Center, Stadium Circle, C. G. Road, Ahmedabad - 380 009. INDIA.	+91 79 2640 4153	+91 79 2640 4154	info@parkerip.com	http://www.parkerip.com
INTELLEKTUS.COM	-	知財專門	4, Annis Komninis Street, Solea Building, Office 502, P.O.Box 26575	+ 442071486 046		office@intellektus.com	http://www.intellektus.com/trademarks-countries-singapore.html

表9 タイへの出願に対応可能と標榜している代理人事務所

事務所名	network	分類	住所	TEL	FAX	Email	HP
TILLEKE & GIBBINS	-	法律事務所	Supalai Grand Tower, 26th Floor 1011 Rama 3 Road Chongnonsi, Yannawa Bangkok 10120, Thailand	66 2653 5555	66 2653 5678	bangkok@tillekeandgibbins.com	http://www.tilleke.com/
Siam Premier International Law Office Limited	-	法律事務所	The Offices at Central World, 26th Floor 999/9 Rama 1 Road, Pathumwan BANGKOK 10330 THAILAND	66 2646 1888	66 2646 1919	admin@siampremier.co.th	http://www.siamlaw.co.th/en/home/index.html
S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.	-	知財専門	253 , 23rd Floor, Asoke, Sukhumvit 21Road Klongtoey Nua,Wattana, Bangkok 10110 , Thailand	66-2-261-6 449	66-2-261-6 419	siasia@loxinfo.co.th	http://www.s-i-asia.com/
DOMNERN SOMGIAT & BOONMA	-	知財専門	719 Si phyra road. Bangkok 10500, Thailand	66-2-639-1 955	66-2-639-1 956	mail@dsb.co.th	http://www.dsb.co.th/
CHAVALIT FINCH & PARTNERS LIMITED	-	法律事務所	Rajanakarn Building, 20th Floor 183 South Sathorn Road, Yannawa, Sathorn Bangkok 10120 Thailand	66(0)2 676 6667-8	66(0)2 676 6188-9	chavalitlaw@chavalitlaw.com	http://www.chavalitfinchlaw.com/index.html
PATRICK MIRANDAH CO.	-	法律事務所	Suite 3B-19-3, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5, 50470 Kuala Lumpur, Malaysia	603 22 78 86 86	603 22 74 66 77	malaysia@mirandah.com	http://www.mirandah.com/
HADIPUTRANTO, HADINOTO & PARTNERS	-	不明	The Indonesia Stock Exchange Building Tower II, 21/F Sudirman Central Business District Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53 Jakarta 12190, Indonesia	62 21 5155090	62 21 5154840	N/A	
ROUSE & CO. INTERNATIONAL	-	不明	18/F, Golden Centre 188 Des Voeux Road Central Hong Kong	852 2302-0832	852 2736-6266	nredfearn@iprights.com	
有限会社ウンピン・エンド・カンパニー		知財専門	東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 ウンピン神田ビル 8階	03-3254-08 88	03-3254-08 89	pat@wenping.co.jp	http://www.wenping.co.jp/
RUSSIN & VECCHI LLP	-	法律事務所	175 South Sathorn Road 18th Floor Bangkok 10120, Thailand	66-2-679-6 005	66-2-679-6 041	lawyers@russinvecchi.com	http://www.russinvecchi.com/

INTERNATIONAL LEGAL COUNSELLORS THAILAND LTD.	-	法律事務所	18th Fl, Sathorn City Tower 175 South Sathorn Road Bangkok 10120 Thailand	662-679-60 05	662-679-60 41	ipgroup@mail.ilct.co.th	http://www.ilct.co.th/english/home/
Parker & Parker Co. LLP	-	法律事務所	A-3, Trade Center, Stadium Circle, C. G. Road, Ahmedabad - 380 009. INDIA.	+91 79 2640 4153	+91 79 2640 4154	info@parkerip.com	http://www.parkerip.com
INTELLEKTUS.C OM	-	知財専門	4, Annis Komninis Street, Solea Building, Office 502, P.O.Box 26575	+ 442071486 046		office@intellektus.com	http://www.intellektus.com/trademarks-countries-thailand.html

表 10 ベトナムの主な代理人事務所

事務所名	network	分類	住所	TEL	FAX	Email	HP
BANCA	-	知財専門	15B Trieu Viet Vuong Hanoi, Vietnam	84-4-3-943 3 007	84-4-3-943 3 009	banca@fpt.vn	http://www.bancavip.com
VCCI-IP CO.,LTD.	-	不明	8th Floor, VCCI Building, 9 Dao Duy Anh Street, Hanoi, Vietnam (P.O. Box 608, 1 Le Thach, Hanoi, Vietnam)	844-3577-1 365	844-3577-1 563	patent@vcci-ip.com	
INVENCO	-	法律事務所	29 Truong Han Sieu Street, Hanoi, Vietnam	84-4-3822- 8595	84-4-3822- 6059	invenco@hn.vnn.vn	http://invenco.vnn.vn/
PHAM & ASSOCIATES	-	法律事務所	8, Tran Hung Dao St., Hanoi, Vietnam	(84-4)3824 4852	(84-4)3824 4853	hanoi@pham.com.vn	http://pham.com.vn/en/default.aspx
CONCETTI	-	不明	5th Floor, 38 Ba Trieu Street Hoan Kiem District Hanoi, Vietnam	84-48-2641 76	84-48-2597 86	concetti@hn.vnn.vn	
Parker & Parker Co. LLP	-	法律事務所	A-3, Trade Center, Stadium Circle, C. G. Road, Ahmedabad - 380 009. INDIA.	+91 79 2640 4153	+91 79 2640 4154	info@parkerip.com	http://www.parkerip.com
Ambys - Ho Chi Minh City	-	不明	Ambys 511 Dien Bien Phu Dist. 3	(+84-8) 833-5642	(+84-8) 832-5438	ambys-saigon@hcm.vnn.vn	N/A
INVENCO Vietnam International	-	知財専門	P. O. Box 412, 29 Truong Han Sieu,	84 4 822 2153	84 4 822 3095	invenco@hn.vnn.vn	N/A

Trademaek & Patent Agent							
HAVIP INTELLECTUAL PROPERTY LAW FIRM	INTA	知財専門	No.15, Lane 102, Khuat Duy Tien Str., Thanh Xuan District, Ha Noi, Viet Nam	84-4-55250 35/36	84-4-55250 37	info@havip.com.vn	http://www.havip.com.vn
INTELLEKTUS.COM	-	知財専門	4, Annis Komninis Street, Solea Building, Office 502, P.O.Box 26575	+ 442071486 046		office@intellektus.com	http://www.intellektus.com/trademarks-countries-viet-nam.html

特許庁委託
ASEAN 各国における
産業財産権出願代理人制度とその実態調査

発行
日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力
TMI Associates (Singapore) LLP

2013 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2012 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った TMI Associates (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。